

森田竹次「隣組長会控帖」について

―戦後長島愛生園の不自由者たち―

松岡弘之

はじめに

本稿は国立療養所長島愛生園（岡山県瀬戸内市）の入所者であった森田竹次（一九一〇―一九七七）が一九四六年五月から四七年十一月にかけて、「隣組長会」の様子などについて記したノート（全二六丁分）を翻刻・紹介するものである。ここには戦後のハンセン病療養所の入所者運動に共産党の立場から関わったことで知られる森田竹次の目を通して、愛生園の不自由者が結束し、戦後改革のなかで次第に入所者運動への参画を進める過程が活写されており、現時点で確認されている森田の手稿としても最も古い時期のものである。

『死にゆく日にそなえて』という森田の自叙伝¹によれば、森田は福岡県に生まれ、苦学の末に運送業を営むにいたったが、一九三三年にハンセン病を発病し九州療養所（熊本県、現菊池恵楓園）に入所した。入所前から猪俣都南雄等を通じてマルクス主義に親しんでおり、療養所内から文芸や評論も発表していた。だが、療養所の改革運動が不調となるなどいくつかの事情により一九四一年に九州療養所を逃走し、

翌四二年六月に長島愛生園に入所した。すでに愛生園においては自治組織が廃止され、園長が患者の「総代」を任命し、そのもとで常会を運営することで入所者の取りまとめが図られていた²。こうした戦時中の入所者組織に森田が関わった形跡はない。それは、森田が一九四五年二月に日常生活に支障をきたすほどに病状が悪化し、「山鳥」という名の不自由者の居室（不自由舎）に移動していたためであろう。

日常生活に附添を必要とし、耕作や奉仕作業に携われない不自由者は、入所者自身も食糧増産に追われた戦時の療養所にあつて、食糧分配や介護の質の低下に直面するなどとりわけ厳しい立場に追い込まれていた。戦後、入所者組織の再建に向けた気運の高まりをうけて、一九四五年十月には選挙が実施され、森田は不自由舎の隣組長に当選したことで、愛生園の入所者運動に初めて参画する。その後、一九四六年四月に愛生園入所者として共産党に初めて入党した森田は、不自由舎の隣組長を集めて粥食の廃止など要求内容を具体的に討議するようになったという。

本史料は、一九四七年五月に自治会が敬和会として再建され規約が

森田竹次「隣組長会控帖」について―戦後長島愛生園の不自由者たち―（松岡）

施行される前後の時期にあたる。一九四六年五月時点では不自由者のみが参加していた協議に、四七年三月の時点では患者総代も加わるようになるなど組織化が進んだ先に、新しい自治会が始動していたことがわかる。また患者総代を長く務めた田中文雄への厳しい評価や光田健輔園長の退陣要求からも、不自由者が自らの意志を反映し戦後の諸改革に相応しい療養所の刷新を強く求めていたことは明らかであろう。国政選挙やアカハタ講読に関わって共産党からの指令などについても記されており、それらと運動との関係も注目される。新自治会が発足した後は、作業や自治会運営に関する理論的な考察も現れるようになり、末尾には自身の創作や評論の構想メモも含まれる。このように、本史料は敗戦直後の森田の多方面にわたる精力的な活動の一端をよく示すものとなっている。

本史料は、愛生園の逐次刊行物である『愛生』編集部に島田等によって収集された資料の一部として所蔵されている（資料番号六一三―一七）。これとは別に愛生園歴史館が所蔵する島田等資料にも森田竹次の手稿が含まれていることが確認されている。これらの調査が進むなかで戦後の入所者運動の再建過程やその歴史的意義についての考察も深まることが期待される。引き続き調査を進めつつ、本史料の具体的な分析については他日を期したい。

なお、史料の翻刻にあたって、句読点は原文を尊重しつつ整えた。朱書・抹消などの箇所は、内容は「」に入れ、右肩に〔朱書〕〔抹消〕などと注記した。また、誤字・当て字は「」に正しい字を傍示した。脱字は「―脱」、不明な字は〔ママ〕と傍示した。ページの遷移や補足

などの注記は「」に入れて示した。

〔隣組長会 控帖 森田〕

〔二丁目〕

昭和二十一年五月十七日

一、光明園さへ三食五百グラム宛の配食をしてゐるといふのだから、愛生園もせめて四百瓦三回にして欲しい

〔善処孝慮中なれば暫らく待たれたし〕

二、洗濯を最つと短時間に正確にする方法を構じて貰ひたい

〔対策を考へてゐますから、近々に解決します〕

三、注射を廻つてして貰ふ、出来たら往診の件も提出すること

〔交渉して見ます〕

四、附添の食事前三十分出勤

〔放送をします、尚怠ける人は申告してくれ〕

五、作功を月々下附のこと

〔今度から出します、六、薪は貰つてやります、七、消毒を近日にやります、八、協力して部屋を綺麗にしてくれ〕

〔二丁目〕

〔一九四六年五月〕 十八日

昨夜の「組長会の」報告をして歩く、きじ舎では一週間待つて何の報告もなければ全不自由舎員の集会を持たうと云ふ話が出る、最速お

かゆ撤廃運動のレンラクをすることを引き受ける。ラジオでは野坂・トクタの党代議士が天皇に会ひに行つて追ひ返されたこと報じてゐる十九日

川上君と共に議す、ただし食糧のとなり、明日の開院記念式の結果によつて行動を開始することを期す、

東京では食糧メデーあり、吉田・シテ原は行衛をくらましてメデ代表から逃げ廻る

九時のニュースは、吉田内カクの流産を報ず

〔采事〕
「昭和二十一年五月二十八日

臨時会を開く、要求事項を決定する、

一、朝食の粥食即時撤廃

二、馬茶薯が出たら外から主食として配給以外は全部副食にすること

三、炊事部員の三ヶ月毎の切替え、不正事実ありたるときは即時被免

四、男女平等配食（女を男と全じに引き上げること）

五、「可能な限り」移動食全廃、給料引き上げ」

〔三丁目〕

〔採事〕
「まづ看護部長に提出、確答を得ない場合は総代に行、らち」
〔採事〕
「まづ看護部長に提出、確答を得ない場合は総代に行き、らち明ざれば不自由舎全員総会を開き、実行委員を挙げて園長に会ふ、右決定する」

一、経営方策の民主化

〓 現在迄のやうな独善的な経営方策を民主化するか園長自身退陣する

か二者択一を求む、

二、不自由舎代表三・四名を部長協議会に参加させること

三、薪月額一室十貫配給され度し

四、賃金並びに互助金の増額

〓 光明園なみ〓

五、不自由舎附添の当直制

〔四丁目〕

〔二九四七年〕三月十一日 火曜 午後一時

会場 山鳥一号 二・三組合同

出席者 鷺三名、山鳥五、雉五、隼四、鶴鴿一、白鳥五、計二十三名

総代・看護部長・副舎長・神女舎長病氣ノタメ書記加々田氏来席ニ

テ開会

一、主食三百三十ノ配食ノ改善ノ件

総代言、当局ニ対シ四百何十俵返納並特配ナキタメ増配出兼ル、職員組合ヨリ二百俵ノ借用ヲシテオル現場デアル

一、罐詰配給方ノ件

現今炊事ノ方ニテ交渉中ナルニツキ近々中何トカナル
一、明朗愛生ナル主意ナルガ現在ハ如何、尚総代ハ患者総代ノ立場カ園長ノ総代ナルヤ如何

無論患者総代デアルガ故、皆様ノ生活改善ノタメ交渉シテ居ル、
園長モ現在生活ニツキ大分気持モ変リツ、アル

一、生活改善見込アルヤ

予算ノ公開ナキタメ如何トモ得ガタシ、但シ十分其ノ方法ハ務

力シツ、アル

一、新規則改善策ハ如何ニナリタルヤ

先般園長ニ交渉シタルニツキ、近々中答命アル予定

〔山鳥〕 かなりや さき つる きじ こまどり つぐみ うぐいす

ちどり

一、米白ニ対スル附着品ハナキカ(味噌醬油ハ如何ニ仕用シテオルヤ)

(未定)

一、主食三百三十ナレバ、岡山県下配給米七割麦三割ノ規定配給ニシテ

モライタイ(全員)

炊事部長トヨク談合シテミル

一、農芸部副食用野菜畑改善策ノ件

昨年ヨリ十分務力ナシツ、アル

一、混入主食増配ノ件

出来得ル限り其ノ様ニ務力スル

一、互助金改善件

準備常会ノ結果回答ス

一、井支給策ノ件

一、布団交換方ノ件

〔五丁目〕

一、硝子家モリ方面修理策ノ件

右ノ條目ヲ常会議案トシ協議ス

終了三時十分

三月二十三日 第一区懇談会

一、肥料汲取ノ件、○必ズ舎員ノ承諾ヲ得テ汲取ル事○無断汲取ノ場合ハ

松寿寮ニ報告サレタシ

二、薪の件、○現金又は主食と交換して使用に満て居る状態なれば急速

に解決され度い || 強く当局に要求なしをる ||

三、洗濯の件、○布団は必ず一年一回洗濯され度い || 是非実行します、

但し今夏中に ||

〔山鳥〕 ツル さぎ舎1234 山鳥

三月十七日 午前中

島崎末五郎と共に秋山信義と話す

内容

一、主食の増配

二、農区の改革

|| 秋山氏の話は現在の実状をほとんどしらない ||

三月廿一日 田中文夫宅を訪ふ

一、豊富なる知識と言葉あれども惜しい哉、誠意と純粋さ乏し

二、政策はあれどもはなはだ日和見的で大衆に迎合するもの、こと

し、彼が戦時中園内を支配し、大衆を其の意志にそむいて引きつ

りまわしたのも、結局国家権力の背景と時代の波に乗ったまでと云ふ外なし

〔六丁目〕

- ①あまり軽動することは周囲に対する存在的心理的效果を弱める
- ②青年層の支持を得るには要求方法並びに見解の内容技術的調整化を必要とする

◎常会記録

1. 生活補助金（四拾円給料倍額ハ高賃スギルト考ヘラレルヤ）

答弁 高過ギルトワ思ワヌ

2. 増額ノ確信ト誠意アリヤ

答弁 小使トシテノ増額ハ自信無シ

3. 他ノ療養所ニ劣ラヌ方法ヲ講ゼラレ度シ

答弁 決シテ劣ルヤウナ事ハナイ

青木質問 燃料危機に際して若し患者側が積極的に挺身しなかつた場

合には園当局は如何なる措置を構じたるや

答 何等かの手を打つ

問 然らば何等かの手を打つべき時に患者が働いたからその手を打たなかつたと云意味になる、つまり患者が働いただけ当局は率直に云つてサボつたと云へるでないか

答 君は僕を困らせるために理クツを云つてゐる

問 園内が暗いと云ふのは園経営の予算決算を公開されないと云ふか

らきてゐる、公開しては如何

答 今の場合駄目です、患者に予算を任せることは出来ない

問 任かして呉れと云ふのではない、せめてガラスばかりの中でやつてゐる姿を周イの人がわかるやうにやつて呉れと云ふ意味です

答 現在の物価変動の折柄、そこに自然適宜な措置を必要とする故公表出来ん

〔七丁目〕

感想

(1)要求は他の療養所なみならん

(2)要求内容貧弱の感有り

(3)自主的組織を作る必要切実

三月二十九日午後一時 旭東地区委員会ヨリ

近藤光子氏来園、会談二時間

○選挙基金カンパ四拾円也

(峯野、吉田、兎玉、前島、香取、宝山、森田、三和、八名)

三月三十日 アカ旗代金拾円・基金四拾円發送する

四月七日

岡山地方委員会より高畑昌義氏、橋本鈴子氏来り、守屋・板野両氏の推薦演説を日出広場にて行う

集まるもの三百名余

四月十一日

四月十一日

衆議員候補豊田氏・久保氏取止め、刈田^{〔西田アサノ〕}浅野氏の立候補を傳達し来る

四月十二日

小笠原君と評議員会設置の件について決議文作製方を引受ける

四月十八日

午前中、西大寺旭東地区委員会より成本幸雄委員及び県議候補橋本政雄他一名来りて演説会を開く、午後指針を置いて帰る

〔七丁目への貼紙、表面〕

斗争指針 岡山地方旭東地区委員会

一、患者委員会ノ設立（選挙ハ公選ニヨリ定メルコト）

（イ）上カラノ命令的ナ強制労働廃止（自主的ナ患者委員会ノミトスル、患者ノ体力ニ応ズル労働ヲ要求スルコト）

（ロ）配給ノ監視 農産物其他日常ノ配給品スベテヲ患者委員会ニ報告・公開セシルコト

（ハ）手当金ノ引上要求

（イ） 日常ノ嗜好品（タバコ等）ニ必要ナル金額ノ要求

患者ノ自由ナ意志ニモトツク図書ノ購入ノ要求

其他娯楽施設（ラヂオ、チクオンキ）ニ対スル要求

（二） 人事ニ関スル件

（イ）（ロ）（ハ）ノ各要求ニ対シテ反対又ハ防害スル等患者ノ幸福ヲ

追求スル

改良ヲ要求スルコト

「ガ如キ」^{〔株主〕}「行動ニ対シテ」^{〔株主〕}「弾圧スルガ如キ職員ノ」^{〔株主〕}「追報」

〔七丁目への貼紙、裏面、謄写版〕

株式会社岡造船鉄工所労働組合規約

第一條 本組合ハ株式会社岡造船鉄工所労働組合ト称シ、事務所ヲ牛

窓町三拾九番地株式会社岡造船鉄工所内ニ置ク

第二條 本組合ハ左ノ目的ト事業ヲ行フ

イ、団体契約ノ確立

ロ、待遇並ニ労働条件ノ維持改善

ハ、同一目的ヲ有スル団体トノ連携協力ニ関スル事業

ニ、其ノ他組合員ノ社会的地位ノ向上ニ必要ナル事業

第三條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

正副組合長 各一名 常任幹事 若干名

幹事 若干名 会計監査 二名

第四條 組合長、副組合長ハ總會ニ於テ選任ス

幹事ハ各職場ヨリ選任ス

常任幹事、会計監査ハ幹事会ニ於テ互選ス、其ノ任期ハ壹ケ年トシ

再選ヲ妨ケス

第五條 イ、組合長ハ組合ヲ代表シ組合事務ヲ総理ス

ロ、副組合長ハ組合長ヲ補佐シ事務ヲ総理ス

ハ、幹事ハ幹事会ヲ構成シ、組合員ヲ代表シ従業業務ヲ審議々決ス

ニ、常任幹事ハ常任幹事会ヲ構成シ、大会及幹事会ノ決議ニ基キ常時

組合ノ事業ニツキ協議執行ス

ホ、会計監査ハ会計経理ヲ監査シ總會ニ於テ之ヲ報告ス

第六条 イ、總會ハ組合員ノ半数以上出席スルニ非ザレバ開会スルコトヲ得ズ

ロ、幹事会ハ毎月一回以上之ヲ開ク

ハ、常任幹事会ハ組合長必要ト認メタル場合隨時之ヲ開ク

第七条 本組合ノ會議ハ組合長之ヲ召集シ、且ツ之ヲ司會ス

會議ノ議事ハ出席員ノ半数以上ヲ以テ決ス〔後條〕同數の場合ハ議長之を採決す

第八条 本組合ニ左ノ部門ヲ置ク

文化部、青果部、消費部

第九条 本組合ノ会計経理、其ノ他必要ナル事項ハ幹事会ノ同意ヲ得テ組合長之ヲ定ム

第十条 本組合ノ總會ヲ開催セントスル時ハ開催ノ日ノ三日前マデニ組合員ニ協議事項ト開催日トヲ通告スルモノトス

但シ緊急ヲ要スルトキハ此ノ限りニ非ズ

第十一条 本組合ノ財政ハ組合員費月額五円ト幹事会ニ於テ認メタル寄附金ヲ以テ充ツ

第十二条 本組合員ニシテ組合ノ組織發展又ハ事業ニ功勞アリタル者ニ對シテハ幹事会ノ決議ニ依リ表彰スルコトヲ得

本組合員ニシテ組合ノ統制ヲ紊シタル者ハ組合員ノ半数以上ノ賛成ヲ得テ除名ス

第十三条 本組合規約ヲ變更スル場合ハ總會ノ承認ヲ得ルモノトス

第十四条 本組合ニ加入セントスル者ハ申込書ニ入会金五円也ヲ添ヘテ組合長ニ申込ムベシ

第十五条 本組合員ハ一致団結規約ヲ遵守シ組合ノ目的完遂ヲ期スルト共ニ万一之ガ為一名ノ犠牲者アル場合ト雖モ全組合員ノ共同責任トシテ全員進退ヲ共ニスル義務ヲ有ス

附則 本組合ハ労働組合総同盟ニ加入ス

本組合ハ組合長副組合長常任幹事若干名ヲ以テ株式会社岡造船鉄工所生産経営協議会委員ニ充ツ

四月十九日

〔八丁目〕

不自由舍全員代表會議を開ク

決議事項

一、薪月額廿貫一室■宛請求すること

一、昨年十二月作られた新規約の即時実施を要求して、若しいれられない時は不自由舍代表（若干名）を部長会に参加させること

一、不自由舍全員を以て団体を作ること、近日中に各舍一名の委員を出して規約の作成に着手すること

四月廿一日

松崎久馬氏と橋本鈴枝女史來たりて印刷物を置いてゆく

〔八丁目への貼紙〕

薪並に新規約についての御願

去る三月十一日の懇談会並に三月二十二日御願ひ致して置きました薪支給の件、其後なんらの誠意ある御回答も無く今日に至りましたが、十八日偶然田尻医務課長に会ひ、薪の件重ねて御願ひ致しました処、最低限量を協議して請求せよとの話でありましたから、十九日全員協議の結果をまとめて交渉方を御願ひ致します

尚第二項の新規約の件は協議の席上提出されたしとの声高く、又園内一般の強い要望でもありますから一緒にまとめた次第です、善処方を御願ひします

一、薪支給の件 一室について一ヶ月二十貫（但し乾燥したるもの）あて
二、新規約の件 即時実施されたし、若し此の俣の組織でつゞける時は不自由舎代表を若干名部長会に参加させること

三、右の交渉の回答期限 昭和二十二年五月三日正午 回答期限をつけましたのは責任ある行動をお願ひし、又次の対策を考へるためです

四月二十四日 不自由舎各舎代表並に隣組々長一同

藤田総代殿、原看護部長殿

〔^{果巻}〕四月二十四日本文ヲ副総代ニ渡ス、四月二十五日第二項新規約ノ件解
決シ、第三項ノ回答期限付ハ快良カラズ誠意ヲ以テ今後交渉ヲ続ケル
カラ撤回サレタシトテ返却シ来ル、誠意ヲ確約シテ受領ス

〔九丁目への貼紙〕

誌代完納ヲ!!

新聞読者諸君へ、コノ新聞モ諸君ノゴ援助ト御好意ニヨリ、相当ニ部
数モ出ル様ニナリマシタ、デスガ今、財政問題ノ為メ相当ニ困難ナコ
トガ起ツテ参リマシタ、人手ガ少イタメニ集金ガ不可能ナノデス、コ
ノマ、行ケバ発送中止モ起ルデショウ、新聞ハ中止シテモ、中止デキ
ナイノハ吾等ノ運動デス、誌代ヲ完納シテ下サイ、ソシテ運動ヲ続ケ
サセテ下サイ、誌代完納ハ読者ノ義務デモアリマス、又、成可ク前金
納入ヲ才願ヒシマス

〔^{果巻}〕五月二十四日 紙代二十円送ル

請求書

一金十九円■五銭也 但シ一〇〇号ヨリ一三六号分迄（内送料四円
二〇銭也）

右支給納入シテ下サイ

一九四七・五・八

森田竹次様

〔^{果巻}〕118号、129号、130号なし〕〔モカケ〕

〔九丁目〕

五月八日

評議員選挙

五月十八日

規約改正の件、次の会議に持越す

備考

- 一、白紙の立場ありや、一般論まで高める
- 二、兼任に依て弊害の歴史なし、職能代表
- 三、新規約さえよく解っていないのに、それを改正することは混乱と遵法の精神をそぎ、園内生活の安定を乱す。朝変暮改（今令カ）
- 四、兼任に耐え得る限りに於ては反対する理由なし、よつて二つの仕事の兼任は差支えなし
- 五、本規約を見るとたゞでさえ独裁的などころに、また追加する必要なし。

敬和会の目的に付て

当局の責任までも背負いこみ、労働強化に落入る恐れが多分に見受けられる、警戒を要す、

今まで園の運営発展は患者の犠牲に於て強行にやつて来たものを民主的に一般の幸福のために切替えること

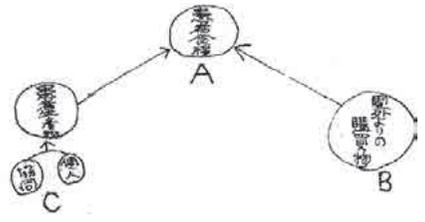
〔一〇丁目〕

評議方法 〔異筆〕「説得力を■■■」

- 一、患者生活の向上と安定の為に必要なりや
 - 二、必要とすれば可能なるか、不可能なるか
 - 三、患者の責任に於てやるべきものか、どうか
- 議事運営に付て

一、審議事項の時前通知（中）

二、資料調査



〔要記〕

- (1) 患者生産物ヲ園外価格ニ近イトコロ迄引上ゲル
- (2) CヨリノAニ対スル出荷量ガ増加スル
- (3) CトBノ価格ガアマリ開キガ無イトキハAノCニ対スル依存性ヲ弱メル
- (4) CヨリAニ対スル出荷量ガ増加スル場合ハ条件ガ同ジナラハA豊富ニナル
- (5) Aガ豊富ニナルトCノ為ニ無理シタ労働力ヲ支出スルコトガ少ナクナル
- (6) 以上ノコトハ一般作業ノ労働賃ニモアテハマル
- (7) デハドノ程度開キオ縮メルカハ予算計理ノ負担能力ニヨツテ定ル
- (8) シカシ予算内容ノ公開ナキ現在ニオイテ予算ノコトバカリ考慮シテイテハ何モ出来ナイ
- (9) 要ハ納得出来ルモノタルコト

〔一一丁目〕

〔二〕結核療養所ノ患者費ト癩ノ患者費ノ開きについて

- (イ) 稼働力ガアルハ稼働力ガアルト云ウノハ決シテ実際ニ稼働力ガアルノデハナイ、唯無理ラシテ死ヌマデ働キ、働カセラレタノデアル
- (ロ) 救癩イデオロギー的産物ニ外ナラナイ
- (ハ) 患者自身ノ無知ト無反省ニモ依ル

(二) 結核ハ特別ノ配慮ガイル、ソレデハ癩ニ結核ノアルノハドウスル

〔二〕以上ノ対策について

〔一二二目〕

(イ) 患者自身ノ内部的啓蒙運動

奉仕に付いて、

(ロ) 職員ニ対スル前記稼働力が有ルト本省並ビニ社会ニ向ッテ行ッ

(一) 奉仕は労働力の余ったところに生れる

テ来タ宣伝ヲ転換サセルコトヲ「ヲ従容スルコト」

(二) 他から強制されないで自主的かつ自発的にやるべきものである

(ハ) 患者自身横ノ全国的運動ト共ニ直接国家・社会ニ向ッテ運動ヲ

(三) 苦しみをぶちまけるためにやるのではなく、楽しみを分かち合うため

展開スルコト

にやる

〔三〕患者労働ノ在リ方

二回分の一時配食に付いて

一般的ナ常識ト科学的ナ結論ニヨル可能ナ限度ノ労働ハ肯定スル

一、附添がすぐ帰える、

二、量が少い

(働カクテモ予算デ買ッテ貰ッテ遊ンデオレ) という意見に付て

三、冷えがひどい

(一) 働いた結果が明瞭でないこと

四、二回同時食する

(二) 忙しいために負ハされる犠牲が大きく、結果が待てない

(三) 計画と利益配分が非民主的である

〔一二三目〕

(四) 計画にしっかりとしつかりしたところがなく、所謂朝「改」令暮「変」改的
で一貫性を欠く

(五) 隣人のためという美しい動機にかけているというのは不幸な人達

の日常の小さい頼みや願いさえ「満」充たしてくれない人がどうし

て美しいこゝろなどあらうと思はれようか

(六) 犠牲の転嫁

「――」

りの多ひのは老人や病人にはさぞ不自由だらう」

島崎「徹、総代」「山坂が多いのは生活に変化があつてい、」

田中文雄「それは元気な者の話だらう」

森田「(星塚) 敬愛園は患者生産物をいくら位で買っているのか」

竹内「公定価の八割位で其の四割を協同組合に納めている」

島崎「生活補助金を出してからインフレ■気味はありませんか」

竹内「そんなことはありません」

園長「きつとろくなことはないよ、外から酒を買うとか、ばくちをうつとか、もうきつとそんなことだ」

〔一五丁目〕

交渉方法に付いて

- 一、最善を尽くす、順序をふむこと
- 二、しかし必ずしも順序だけに拘束されない、正規の機関の動き方と大衆の要求の如何にかゝる、

当局並びに常務委員の動き方＋一般大衆の要求＝評議委員会議決

三、園長、事務官、医務課長等の就任並に辞任に就て

「イ」感情におほれないこと

「ロ」唯、無批判的に就任、辞任の場合の留任運動を行わざること

「ハ」古い者が去らうとする時の人情におほれず、さりとて人情を無視しないで理性的に行動すること

〔一六丁目〕

遺品に付いて

- 一、民主的な処分方法を考えること

〔一四丁目〕

〔二九四七年〕六月六日

危機突破資金六拾円即時支給方ニ関スル決議ヲナス、園長帰院後五日

間ノ内ニ回答ヲ要求ス

六月十三日

六日ノ決議文中期限ヲ附スル事及ビ金額ノ指定ヲ取消ス

死亡者数

昭和二十年 三百三十一名

昭和二十一年 百五十名

昭和二十二年 六十六名（六月十三日現在）

夫婦者 〔二百一十一組〕〔二百二十五組（四百五十名）〕

〔入所前職業・教育程度集計表、横書、次頁参照〕

癪をめぐる問題

東洋と西洋

一、人民の一般生活水準と癪

教育と職業より見る 1 過労―栄養不足 2 不潔―衛生観 3 無知

―文化

二、癪院の問題

イ、発生史救貧策ハンナリデル 恵主義と独善

ロ、〔戦争と癪院〕隔離主義「一食半座主義」民族の幸福の為に、国家に迷惑をかけないこと、民族、国家という場合は病人を除外していた

ハ、結核患者費と癪との差 三対一

稼働力がある―癪 乞食と

栄養が要る―結核

職業別／ 教育程度	農業	商業	工業、職工、 運アン手	洋裁	女中	結髪	船員	自由業	漁師	無	巡査	女工	計
ナシ	2	1	6		1				1	7			18
尋中退	1	1	2							10			14
尋卒	22	1	18	2		1			3	20			67
高中退	2		2							5			9
高卒	29	3	30	1			1	6	3	14	1	1	90
中学中退	1	1	5					3	1	6		1	17
中卒		3	1				1	5		7			16
高専中退								2					2
高専卒													
大学中退													
大学卒								1					1
計	57	10	64	3	1	1	2	16	8	69	1	2	234

二、婦夫生活―住宅さへあれば結婚する

設備不完全

文化が低い

恋愛がない

ホ、健康者対不自由舎の相こく

三、収容第一主義と民主主義
 逃亡⇐収容⇐自殺

内と外

(イ)外が不況の場合は一定の予算で豊かである代りに園自体の運営はかえって専政的である

(ロ)外が好況の場合は生活は苦しくなるから逃亡が増加する

〔一七丁目、横書〕

昭和貳拾壹年 みのり一ヶ きんし一本

1月 4円 15銭

3月 6円 20銭

6月 8円 30銭

8月 10円 40銭

昭和二十二年

1月 2,4012円 10銭 40銭

3月 2,4015円 10銭 50銭

4月 6,0020円 25銭 70銭

6月 30円 100銭 130銭

作業賃価上

- (一) 生活補助金ワ別ニ支給サレタカラ
- (二) 「互に」御助金ワ直ニ請求スルコト
- (三) 支給ナキ場合ワ無理ニ作業ニカリタテル結果トナル

〔一八丁目〕

一、癲院の理想的なあり方

健康なときは働いて国民の義務(納税・兵役)を果した人間が、病
 気になった場合には「少く」無理して働かなくとも国民の権利として、
 生活を保証し、治療を受ける様にすべきである「と思う」

二、一切の問題は第一の理想的な方向にむかって解決すべきである「と」
 イ、財政予算について

如何に働いても絶対的な自給自足は不可能であるとすれば、最後の
 そして最初の解決方法は予算を増額する外なし

ロ、事務局と予算運営に付て

1. 予算公開

2. 誠意の問題

ハ、院内の問題解決の方向は

ひとつの作業に従事すればあとは余り個人的な負たんを持たないで
 安心して働ける様にすべきである

1. 報国農園について

この方面から少しでも労力を得ようとするれば供出額を引上げて
 無理して作っているタコ「計」経営者を制理するか、農区経営に「切
 替えるか」した場合、供出額中心に論議をすれば、今の経
 営の半額出来ても供出額はふえる

- 2. 作付と土地
- 3. 出荷に付て

〔一九丁目〕

一舎平均 一五人

計 二八五名

入室 六九々

不自由舎在室者 二一六名

昭和23.5.27現

〔農区別作付反別人員数一覽表、次頁下段参照〕

第一報恩寮(上三・四号)

舎園の件

居住者氏名(菊池健二・上田政治)

九月二十五日

草津事件ニ対スル不自由舎懇談会ヲ開ク、

- 一、草津事件ニ対シテ執行部ガ立チ上ル事ヲ申シ入レル
- 二、九月二十三日草津ヨリ五項目ヲ掲ゲテ共同斗争ノ参加ヲ求メル文書
来ル

三、二十七日草津事件ヲ評議員会ニカケル、『五項目中二・四・五ノ三項
目ハ無条件ナレドモ、一ニツイテハ地域の現実的ニ考慮ノ余地アリ、
三ニツイテハ園内外ノ状況カラ存置ノ必要アリト思フ』取扱ヘズ『趣
旨ニハ賛成、御健闘アリタシ』ト草津・多磨ニ返電ス

〔二〇丁目〕

労働基準法

病者の就業禁止

第五十一條 使用者は伝染性疾病、精神病又は労働のために病勢が増
悪するおそれのある疾病にかゝつたものについては、就業を禁止し
なければならぬ

前項の規定によつて就業を禁止すべき疾病の種類及び程度は命令で
定める

十一月十三日

園内情勢報告（十月上旬以降）

入党関係

中西氏のアカハタ紙代十一・十二の二ヶ月分送附

東中島	三反	二
果樹		
牛舎	六反四セ二六	八
豚舎	三反一セ二七	七
鶏舎	四反七セ二六	一〇
伊良良	一九反八セ七	一一
荒磯	五反一セ三	七
東新良田	六反七セ一五	六
希望	五反五セ四	六
相愛	一二反三セ二	四
新良田	一一反五セ三	一一
万霊山	三反三セ六	九
光ヶ丘	三反九セ四	七
日出	四反六セ一八	八
農区	作付反別	人員

名分の行衛不明

- 一、報国農園の供出考慮願出者の畑調査に行った者に間食を支給せる件
- 一、炊事に関する件
- 一人分を炊く場合は三三三〇瓦なるも、千人以上を炊く場合は同じ割
合でも三三三〇を超える事になる

十一月十一日
午前十時より建築物修理懇談会を
開く、

原田「予算を何十万円か貰つて大修
理をしなければ、患者でちびく
やつてゐても、やつてゐるうちにつ
ぎつぎと修理箇所が出てくる」
井上「もち論、予算請求してゐるが、
今年安本が認めてくれなかつたか
ら、貰うにしても来年度しか貰いな
い、貰つたところで患者でやれば二
棟できるが、外からくれば一棟しか
出来ない、諸君の協力をねがう」

十一月十一日

一、愛生座ゆうれい人口にて煙草の
横領の件

全員六十名、実は四十七名、十三

〔二二丁目、創作原稿か〕

半盲の有本氏が漁師できたえたドラ声で食物の話をしている。破れ太鼓のような声が相手がいさえすれば止めどなくつづき、聞いていろうがいまいが、相手の神経にかか「量は少しも多くはいらん」■「た」とつたらや大丈夫」わりなくやるので、大がいの者はきくのにくたびれてしまふ「うちたいたつはうまい」■「ふかし立てはうまい」「ゆりなくつづく」

スロモーシンの中川氏がねっちりねっちりやりはぢめる。十月も今日まだ二十日にしかならないのに、もう正月のごちさうの話に興がつきないらしい。いくら振り切つてもからみつくように話た。

「正月はもう主食はよけにいらん、副食はよけもらうんだ」有本氏

「盲にはタイは困る、骨のやわいザバ」でも

表□される場面

夫の性格、せんさいさやデリーケイさの欠除を見事に□毛で描くと、見事にえがく

夢の場、首に手がのついているところと、いやよ、いやよ、大声で呼んでいるところ 倉田芳子

倉田芳子

「右の者永い間病な夫を看病しながら、裁縫部員として職務に精励する、その行為は実に夫人のキ□ンに価する。よつてここに金一封を授与す誰が自分の不幸を願うものがあらう、

誰も私を悲難しないか、また夫と別れても「すぐまた私は□□□」すぐ結婚することが出るなら、私は明日にでも別れたのでせう。しかし、私■の今日ではもう

〔二二丁目〕

「品行方正にして」道心堅固

右ノ者品行方正にして、重病ナル夫オヨク看病■シ傍縫部員トシテヨク

私は松かさのような宏と一日中顔を合せていると息切がしそうになりそうです

〔三三・二四丁目無記入〕

〔二五丁目、右面から左面に記入〕

作品

行進を初めた一隊は「次々と」他の所から出て来た。一隊と合流して次々に大きくなった。群集は足音高く行進して行つた。

「群集は」

群集は地響を立て、声高らかに歌いながら歩いて行つた。群集が鉄道の踏切にさし掛つたとき、弾圧のしゃ断機が下り、専制の列車が「走つた」十年間走り続けた。しゃ断機の前で待ちくたびれた群集の中には、死ぬる人、引返す人、引返して専制列車の特等室に乗り込んで

旅する人、最後にじつとたへ忍ぶ者

そして十年がすぎた、十年の間蓄えられた力は、しゃ断機が上ると、又行進を初めた、十人が百人になり、百人が千人に、二年たつて十万人になり、三年たつて百万になろうとしている

〔ペン字に重ねて鉛筆書きの草稿、四行分判読不可〕「弾圧の遮断機が、専制のダイヤが、十年□走りつづけた、遮断機の内で死んだ者もあつた、□□返したのもあつた、引き上げたものもあつた」

〔二六丁目、横書〕

北条民雄論メモ

- 1 悲苦と悲劇 ↑ 悲苦 ● … 封建的忍従、
悲劇 ● … 性格ヲ有ス
- 2 二枚舌 (表現) ↓ 悲劇 ● … 性格ヲ有ス
… 反逆性ヲ有ス
- 3 日本人ばなれ ↓
- 4 教養の欠如 ↓
- 5

〔裏表紙欠、終了〕

注

1. 森田竹次『死にゆく日にそなえて』(森田竹次遺稿集刊行委員会、一九七八年)。以下の経歴等は本書の記述による。
2. 松岡『ハンセン病療養所と自治の歴史』(みすず書房、二〇二〇年)、第七章。